

防災・防犯委員会規約

制定 平成17年 4月10日

改定 平成20年 4月13日

改定 平成21年10月 4日

改定 令和 4年 4月 3日

(目的)

第1条 秋篠台自治会に於いて、当該年度の役員会に協力して、防災・防犯対策の立案とその実施に当たり、あわせて会員の安全を守るため、この規約を定める。

(防犯・防災委員会の設立)

第2条 前条の目的を達成するため、防災・防犯委員会を設立し、会員の中よりその委員を定める。

(組織の構成員)

第3条 防災・防犯委員会の構成は、当該年度の自治会役員、前年度の自治会役員、民生・児童委員、少年指導委員、地域安全推進委員、万年青年クラブ会長、子供会代表、防災士、防災ボランティアとする。委員長は当該年度の自治会長がその任に当たる。

(委員の任期)

第4条 前条の構成委員の任期は、一年間とする。

(委員会の任務)

第5条 当委員会は、防災・防犯に関する実施計画を立案し、当該年度の役員会の議を経て、役員会と共にその実施に当たる。

2 防災・防犯に関する実施計画は、次の事項について定める。

(1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。

(2) 防災・防犯知識の普及に関すること。

(3) 避難行動要支援者対策に関すること。

(4) 災害及び犯罪危険の把握に関すること。

(5) 防災訓練の実施に関すること。

(6) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、出火防止、初期消火、

救護・保健、給食・給水、避難行動要支援者対策、避難所の管理・運営及び他組織との連携に関すること。

(7) 地域の安全パトロールの実施に関すること。

(8) その他必要な事項。

(委員会の施策・活動報告)

第6条 当委員会は、当該年度の役員会の議を経て、会報・号外などに記事を掲載することが出来る。

(会計)

第7条 当委員会が立案・実施する施策に要する費用は、原則としてその年度に定められた「防犯・防災対策費」の限度内とする。

(委員会の改廃)

第8条 この委員会の改廃は、総会の議決を必要とする。

(附則)

1 この規約は平成17年 4月10日から施行する。